



第9号

佐賀県 農業公社だより

佐賀県
農業公社
No.9

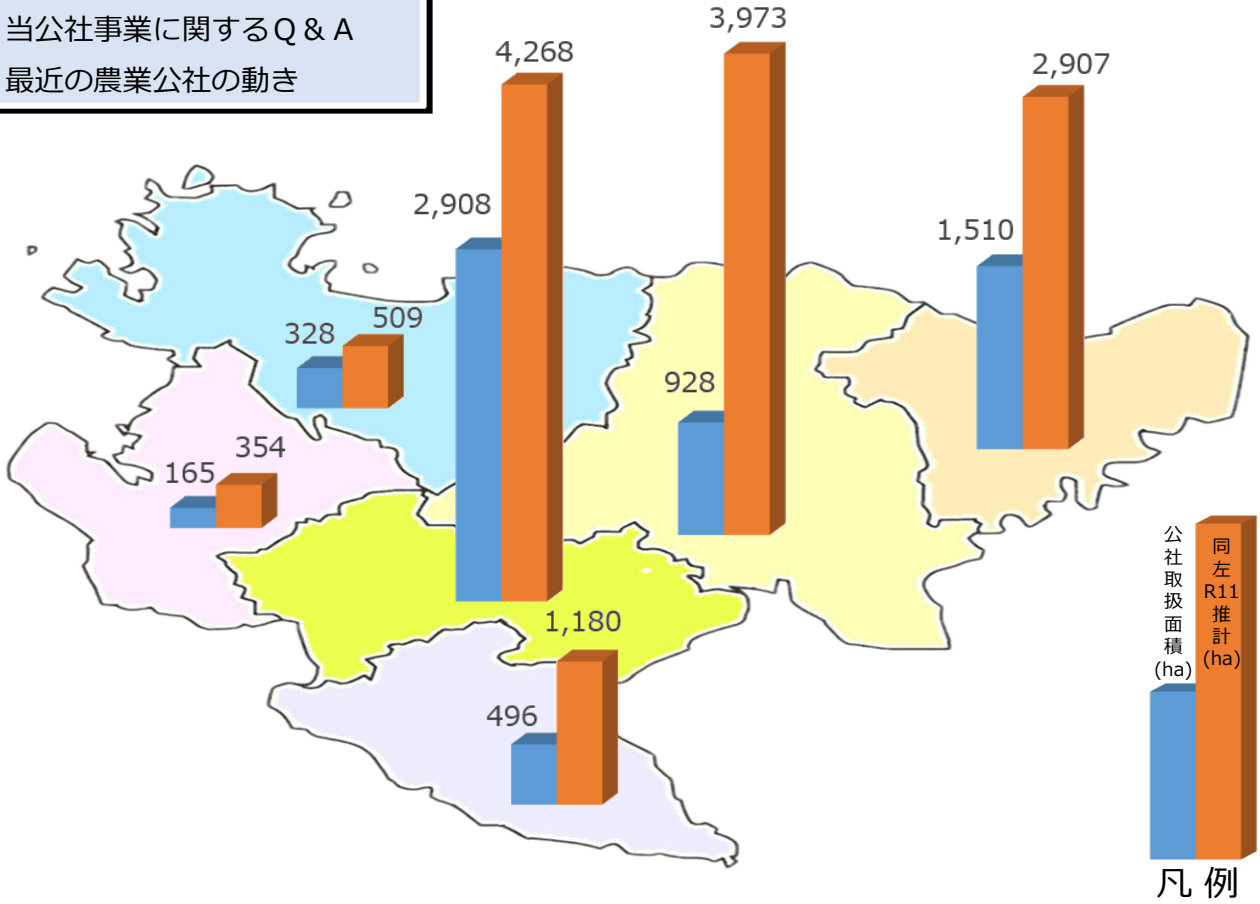
2025年
10月1日

発行：公益社団法人 佐賀県農業公社

今号の主な内容

- ・園芸団地整備の取組状況
- ・当公社事業に関するQ & A
- ・最近の農業公社の動き

地域別農地中間管理事業実施見込み



- … 佐城地域 (佐賀市 多久市 小城市)
- … 東松浦地域 (唐津市 玄海町)
- … 西松浦地域 (伊万里市 有田町)
- … 杵島地域 (武雄市 大町町 江北町 白石町)
- … 藤津地域 (鹿島市 嬉野市 太良町)
- … 三神地域 (神崎市 吉野ヶ里町 鳥栖市 基山町 みやき町 上峰町)

【表紙紹介】

当農業公社での農地中間管理取扱面積 (令和6年度末現在 県全域 6,333ha) に今後の市町相対からの移行分を含めた令和11年推計面積 (県全域 13,185ha) です。下表は、市町毎の内訳です。

(単位: ha)

市町名	公社取扱面積	同左 R11推計	市町名	公社取扱面積	同左 R11推計	市町名	公社取扱面積	同左 R11推計
佐賀市	707	2,614	武雄市	135	670	神崎市	1,118	1,401
多久市	37	440	大町町	74	170	吉野ヶ里町	27	380
小城市	184	919	江北町	437	520	鳥栖市	157	474
唐津市	325	503	白石町	2,262	2,908	基山町	3	83
玄海町	3	6	鹿島市	257	640	みやき町	128	411
伊万里市	158	280	嬉野市	207	477	上峰町	77	158
有田町	7	74	太良町	32	63	県全域	6,333	13,185

園芸団地整備・運営事業

きゅうりハウス新設工事の現場説明会を開催 【武雄市、嬉野市園芸団地】

当農業公社では、令和7年度産地生産基盤パワーアップ事業を活用し、武雄市園芸団地・嬉野市園芸団地において、きゅうりハウス2棟、5,905.6㎡を整備し、2名にリースする予定です。

令和7年9月10日、この整備工事の一般競争入札に参加しようとする施工業者に対し、ハウスの仕様や現場の状況等を説明する現場説明会を開催しました。（6者参加）

工期は、令和7年10月下旬の着工、令和8年2月下旬の完成を予定しています。



ハウスの仕様や図面等を説明



建設予定場所の確認

ハウス借受者のフォローアップを実施しています

園芸団地の持続的な発展を図るため、ハウス借受者全員を対象に、フォローアップを実施しています。

園芸団地の運営に携わる県、市町、JAの関係者の協力を得て、借受者の経営状況や施設の利用状況等を確認し、必要な場合は助言・指導を行うもので、8月中旬に7名に実施しました。

この結果、高温の影響などにより生産の低下がみられた借受者もおられましたが、既に、遮光対策などに取り組み次作での改善が見込まれるなど、フォローアップを実施した借受者は何れも概ね順調な経営状況でした。





農地中間管理事業に関するQ&A

【手数料編は、次号以降に掲載します】

Q1 農地の利用権設定期間は、10年以上する必要がありますか？

A 利用権設定の期間は、原則10年以上としますが、農地の出し手と受け手（耕作者）との合意が整う場合は、3年以上の貸借期間で利用権設定ができます。

Q2 農地を利用権設定する際の面積要件はありますか？

A 下限面積は、設けていません。

Q3 利用権の種類は、賃借権のみですか？

A 賃借権及び使用貸借（無料での農地の貸し借り）での利用権設定が可能です。

Q4 受け手の賃料徴収日、出し手への賃料振込日はいつですか？

A 受け手の賃料徴収日は、毎年12月10日です。（金融機関が休日の場合は、翌営業日）
賃料徴収は、口座引落しを原則としており、引落口座は佐賀県内のJAバンクに限ります。
なお、佐賀県内のJAバンク以外からの引落は出来ませんので、振り込んでいただくこととなります。
（この場合の振込手数料は、ご負担いただくこととなります。）
出し手の賃料振込日は、毎年12月25日です。（金融機関が休日の場合は、前営業日）
賃料振込口座は、全金融機関で可能です。ただし、佐賀県内のJA以外の口座の場合は通帳の写しが必要です。

Q5 賃料の支払いは、金納のみですか？

A 賃料は、原則金納としますが、出し手と受け手との合意が整った場合に物納とすることができます。

Q6 未相続農地は、利用権設定できますか？

A 利用権設定しようとする相続関係者が、未相続農地について相続関係者の過半の同意を得れば、40年までは利用権設定できます。

Q7 利用時期が通年ではなく期間での利用権設定はできますか？

A 利用権設定の利用時期は、原則通年とします。
ただし、要件を満たす場合は、以下の期間借地での利用権設定もできます。
・1年内の一定期間（表作又は裏作）を限定して出し手から農地を借受け、受け手へ貸し付けること
・出し手から通年で農地を借受け、表作、裏作毎に2者の別経営体の受け手へ貸し付けること
・出し手から通年で農地を借受け、集落営農法人とその法人構成員の連名で貸し付けること



農地売買特例事業等に関するQ&A

【続きは、次号以降に掲載します】

Q1 公社が行う農地売買特例事業とは何ですか？

A 農地売買特例事業とは「農業経営基盤強化促進法」に基づき、公社が離農や経営規模を縮小したい農家等から（市町の農業委員会であっせん調整済）農用地を買入れ、農業経営の規模を拡大したり、安定的な農業経営を図りたい農業の担い手（認定農業者等）へ、買入れた農用地を売渡す事業です。

Q2 農地売買特例事業には、どんなものがありますか？

A 農地売買特例事業には、買受者の資格要件により、①農地売買支援事業（国庫事業）、②佐賀県農地売買支援事業（県単事業）、③農地売買事業（公単事業）の3タイプがあります。

Q3 3タイプの事業の違いは何ですか？

A 農用地を買受ける人（買受者）の資格と経営面積、団地形成要件に違いがあります。（当公社ホームページ「農地売買特例事業の要件一覧」の内容を参照してください。）



Q4 農用地であればどんな土地でも公社は買入れることが出来ますか？

A 農地売買特例事業で取り扱う農用地は、農業振興地域内であつ農用地区域内の農用地（農振農用地：通称「青地」）を対象とし、具体的には農業経営基盤強化促進法第4条に定める耕作の目的に供される農用地のことで、①田、②畑、③樹園地、④採草放牧地等です。

Q5 農業委員会のあっせん調整が済んでいない農用地の売買は出来ますか？

A 公社が売買出来る農用地は、農用地の所在する市町の農業委員会で、売手と買手との間の売買価格や条件等のあっせん調整が整った農用地等を対象としていますので、未調整の農用地等の売買は出来ません。

Q6 買入れる農用地の価格は、どのようにして決められるのですか？

A 買入れる農用地の価格（単価）は、近傍類似地の取引価格（時価）を基に、その土地に関する諸条件（面積、圃場整備、形状、水利等）などを勘案して、農業委員会によりあっせん調整された価格としています。



特定鉱害復旧事業に関するQ&A

【続きは、次号以降に掲載します】

Q1 特定鉱害復旧事業とは何ですか。

A 石炭など鉱物の掘採が原因として生じた損害を鉱害といいます。このうち地表から50m以内の採掘跡又は坑道跡の崩壊に起因する「浅所陥没」を復旧する事業を特定鉱害復旧事業といいます。



Q2 特定鉱害復旧事業の対象となるのは何ですか。

A 特定鉱害復旧事業の対象となるのは、農地、農業用施設（農業用排水路・農道・ため池等）、家屋等及び公共施設です。


Q3 農地や宅地に浅所陥没などの被害が発生したらどうすればよいですか。

A 農地や家屋等に「浅所陥没等」が発生したら、直ちにお住いの市・町へ被害の発生について連絡してください。

○ 最近の農業公社の動き

9 月	<p>○農業委員・農地利用最適化推進委員研修会 佐賀県農業会議主催の研修会に参画させていただきました。 「農地利用最適化」や「地域計画」にブラッシュアップなど関し、農業委員・農地利用適正化推進委員の皆様の前向きな姿勢に接し、頼もしく感じました。</p>	
	<p>○新・農業人フェア東京（9/15(敬老の日)） 全国規模の就農促進イベントが「東京国際フォーラム」で開催されました。 当公社から、「さが就農支援センター」として就農相談ブースを出展、6名の就農相談をお受けしました。</p>	
10 月 11 月	<p>○マイナビ農林水産FEST福岡（10/4(土)） 第一次産業の就職・転職イベントが福岡博多で開催されます。 県内のトレーニングファームなどとともに「就農相談ブース」を出展します。</p>	
	<p>○新・農業人フェア（大阪11/9(日)、東京11/23(日)） 全国規模の就農促進イベントが「グランキューブ大阪」、「東京ビッグサイト」で開催されます。 当公社から、「さが就農支援センター」として就農相談ブースを出展します。</p>	
	<p>○令和7年度佐賀県農業公社第3回理事会（11/14(金)） 第1回（5/15）、第2回（6/2）に続き、本年度第3回目の理事会を開催します。 今回は、「各種事業規程の変更」などをご審議いただくこととしています。</p>	
	<p>○「農と食のふれあいまつり」（11/15(土)） 県農業試験研究センターで開催される本イベント内で、県内で就農を目指す方を対象とした就農相談コーナーを出展します。</p>	

○「農業公社だより」のバックナンバー

発行号	発行日	主な内容	閲覧サイト
創刊号	R6.6.3	佐賀県農業公社の業務紹介	公社HPの こちらから ご覧下さい 
第2号	R6.8.1	令和5年度 佐賀県農業公社事業実績	
第3号	R6.10.1	令和6年度 事業実施状況	
第4号	R6.12.1	令和6年度 上半期業務中間実績	
第5号	R7.2.3	令和7年度農地中間管理事業制度改正	
第6号	R7.4.1	令和7年度 佐賀県農業公社事業計画	
第7号	R7.6.2	令和6年度 " 事業実績	
第8号	R7.8.1	令和7年度 " 事業実施状況	

相続登記が義務化されています！ (法務省のサイトより引用)



令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記の申請が義務化されました。

当然、**農地**についても適用されます。

制度をよく知らない方や、手続きがまだの方へ一声かけてあげましょう。

詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。



相続登記義務化のポイント!

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

